

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

第1節 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

向日市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持および向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

また、今後、向日市として文化財の調査・研究を進め、重点区域内において歴史的価値などが明確になった建造物については、歴史的風致形成建造物の指定とともに、文化財保護法や京都府文化財保護条例、向日市文化財保護条例による指定または登録などについて検討する。

歴史的風致形成建造物の指定により今までの指定文化財の保全、保護だけではなくそれ以外の歴史的建造物の保護も推進する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る。(歴史まちづくり法第12条)

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

向日市の歴史的風致形成建造物の指定基準は、以下のいずれかに該当するものを指定することができる。

- ①歴史的に優れた意匠、技術が良好に残されているもの
- ②固有性、歴史性、希少性から価値の高いもの
- ③歴史的なまちなみの構成要素として重要なもの

なお、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが前提となる。

- ①外観などを公共の場（道路、広場など）から視覚できるもの。ただし、建築物については、同一敷地内にあるとみなされる場合については、この限りではない。
- ②歴史的風致形成建造物に指定することにより、保存・管理面の効果が期待されるもの
- ③所有者の同意が得られるもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

向日市の歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく選定・登録有形文化財
- ②京都府文化財保護条例に基づく指定・登録等文化財
- ③向日市文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
- ④向日市の歴史的風致の維持向上を図る上で特に市長が必要と認めたもの

第2節 歴史的風致形成建造物の管理の指針

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素である。所有者などは、その価値が保存・継承されるよう、それぞれの建造物の価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と復元に努めることとあわせて、それが有効に活用されるよう、

そこで営まれている生活などへの配慮や毀損の防止などに留意しながら、可能であるものについては公開や活用についても取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。

2 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、指定対象となった個々の文化財などの保護の指針に従うことを基本とする。

①国選定・登録文化財

○選定・登録文化財については、法令に基づき保存修理を基本とし、また、増築などに関しては、通常望見できる範囲への行為は、できる限り行わないものとする。

○公開・活用の際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

②府指定等・市指定文化財

○指定文化財については、条例により、現状維持、または保存修理、復元を基本とし、増改築などに関しては、当該建造物の保存上、やむを得ない場合を除き、原則認められない。

○現状変更に関しては、条例などに基づき、所定の手続きを経て行うものとする。

③歴史的建造物で市長が必要と認めたもの

○適切な文化財指定・登録などの取り組み、それぞれに対応する法令や条例に基づく保全に努める。

3 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務など

①所有者の管理義務

○指定を受けた建築物の所有者および管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。

②増築などの制限と届出

○建造物の増築、改築、移転または除却を行う場合には、着手する30日前までに、市長に届出が必要である。

○市長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更などの措置を講ずべきことを勧告することができる。

○指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物として指定された場合、または滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

○建造物の所有者に異動などがあった場合は、新しい所有者は、市長に届出が必要である。

4 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項第1号および同法施行令第3条第1項に基づき、届出が不要な行為については以下の場合とする。

○文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。

○京都府文化財保護条例第7条第1項に基づく京都府指定有形文化財（建造物）について、同

条例第 21 条第 1 項に基づく現状変更などの許可申請および同条例第 22 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。

○向日市文化財保護条例第 6 条第 1 項に基づく、向日市文化財保護条例（建造物）について、同条例第 15 条第 1 項に基づく現状変更などの制限による許可申請および同条例第 16 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。






第 3 節 歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。



このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、指定していく。

その他（主に民家）については、現在地元の方々にご協力いただきながら調査中であるが候補が相当数（50～100軒程度）あり、調査に一定の時間を要するため、今回の候補には個別について記述せず、一定の調査が終了した後追加するものとする。

No	名称	写真	所在地	所有者	備考
1	中小路家 中小路家住宅主屋 中小路家住宅内蔵 中小路家住宅外蔵 中小路家住宅離れ 及び内門 中小路家住宅穀蔵 中小路家住宅長屋門 中小路家住宅木小屋 及び塀		上植野	個人	登録文化財
2	南真経寺 開山堂、本堂		鶏冠井町	南真経寺	府指定文化財
3	須田家住宅		寺戸町	個人	府指定文化財

No	名称	写真	所在地	所有者	備考
4	北真経寺 本堂		鶏冠井町	北真経寺	府登録文化財
5	向日神社境内地内建造物 ①本殿覆屋 ②幣殿 ③拝殿・向拝 ④祖霊社 ⑤祖霊社渡廊 ⑥五社神社 ⑦天満宮社 ⑧手水舎 ⑨稲荷社 ⑩勝山稲荷神社本殿 ⑪勝山稲荷神社拝殿 ⑫客殿 ⑬御霊神社 ⑭春日神社本殿 ⑮増井神社 ⑯剣道場	 	向日町	向日神社	一部登録文化財 財手続き中
6	六人部家		向日町	個人	
7	上植野御旅所		上植野町	向日神社	
8	祓所		鶏冠井町	向日神社	

No	名称	写真	所在地	所有者	備考
9	列慶		寺戸町	寺戸区	
10	富永屋		寺戸町	個人	
11	高橋家住宅		鶏冠井町	個人	
12	向日庵		上植野町	個人	
13	葵園		上植野町	個人	
14	噴水公園		上植野町	向日市	
15	長岡大極殿遺蹟顕彰碑		鶏冠井町	向日市	土地：京都府 管理：向日市

No	名称	写真	所在地	所有者	備考
16	長岡京第1回発掘調査地の石碑		鶏冠井町	向日市	土地：個人 建立：小林清
17	山本新次郎顕彰碑		物集女町	向日市	